

議第 5 号議案

森林環境譲与税のあん分率の基準を見直すよう求める意見書案

上記意見書案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和 2 年 12 月 16 日

提出者	桐生市議会議員	福	島	賢	一
賛成者	桐生市議会議員	佐	藤	幸	雄
	同	久	保	田	裕
	同	山	之	内	肇
	同	関	口	直	久
	同	飯	島	英	規
	同	歌	代	公	司

桐生市議会議長 北 川 久 人 様

森林環境譲与税のあん分率の基準を見直すよう求める意見書

平成9年12月、先進国による国連気候変動枠組条約締結国会議において、温室効果ガス削減目標を定めた「京都議定書」が採択され、その後、先進国のみならず国際的な取り組みとして、「京都議定書」を継承する形で、平成28年11月に発効した「パリ協定」の枠組みの基に、我が国の温室効果ガス削減に向けた取り組みが進展する中で、災害防止を含めた森林整備等に必要な地方財源を確保する観点から、平成31年3月29日、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が公布された。

森林環境税は、令和6年度から課税され、森林環境譲与税は令和元年度から市町村及び都道府県へ配分され、その用途について、市町村においては間伐などの森林整備、人材育成や担い手確保、木材の利用促進、普及啓発等の費用に充て、都道府県においては森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てなければならないとされている。

配分される森林環境譲与税のあん分率は、譲与税総額の10分の5を私有林面積、10分の2を林業就業者、10分の3を人口であん分するとされており、大都市と地方の間で配分額に著しく差が生じる結果となっている。

森林環境譲与税は、地方が間伐等の森林吸収源対策等に係る安定財源の確保及び森林整備の円滑な推進を図ることを趣旨としており、私有林人工林面積が大きく、森林整備が必要な自治体に、より多く譲与税が配分されるべきである。

よって、国において、森林環境譲与税の譲与基準に、新たに温室効果ガスの削減効果を基準項目に追加するとともに、私有林人工林面積及び林業就業者数についてのであん分率の基準を見直すよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月 日

桐生市議会議長 北川 久人

衆議院・参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣 あて